

**総合エネルギー調査会**  
**省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー省委員会**  
**バイオマス持続可能性ワーキンググループ（第3回）**  
**議事要旨**

**○日時**

令和元年7月18日（木） 16時00分～17時40分

**○場所**

経済産業省 本館2階 西3共用会議室

**○出席委員**

高村ゆかり座長、相川高信委員、芋生憲司委員、河野康子委員、道田悦代委員

**○オブザーバー**

川中正光 農林水産省食糧産業局バイオマス循環課 再生可能エネルギー室長  
岸雅明 環境省地球環境局地球温暖化対策課長補佐

**○事務局**

清水新エネルギー課長、梶新エネルギー課長補佐、保田新エネルギー課長補佐、  
神沢新エネルギー課長補佐

**○議題**

（1）バイオマス燃料の持続可能性に関する確認項目及び確認手段について

**○議事要旨**

**<確認内容について>**

（環境について）

**委員**

- バイオマス燃料のライフサイクル GHG について、土地利用変化と加工プロセスの2点が重要である事に異論はない。
- 栽培工程の確認についても懸念がある。ライフサイクル GHG の値が大きい燃料種については慎重に確認するべきではないか。例えばヨーロッパのように、削減基準を設けるアプローチを検討してはどうか。
- パーム油の加工段階におけるメタン回収プロセスのような、現時点で第三者認証と

して確認方法が確立されていない項目については、FIT 制度では現時点では確認しないことも選択肢として考慮できる。一方、現在確認方法が確立されていない項目についても、将来的に確認する必要があるとすることで、燃料生産国における持続可能性確保の取組を後押しできるのではないかと。

- 加工工程について、排水処理の有無や、加工工程で使用するエネルギーの種類によって GHG 排出量が変わってくると考えられる。排水処理については、処理施設の有無で外形的に確認することが可能ではないか。
- 第三者認証の中に、森林減少・生物多様性の損失を防ぐ要件があるのか確認していただきたい。

## 事務局

- ライフサイクル GHG の評価は数値の確からしさの判断が現時点では困難であるが、将来的にも確認が不要とは言い切れない。栽培・輸送工程の扱いも含めて、検討が必要な事項であると認識。
- 第三者認証制度における土地利用変化を防止する項目において、森林減少・泥炭地開発の抑制に関する項目が含まれている。生物多様性の保護に関する要件の有無については確認を行う。

## (社会・労働について)

### 委員

- 事務局の確認項目に同意。燃料の持続可能性の確認のために第三者認証を求めていくことが重要だと考える一方で、運用状況の確認が非常に難しい。発展途上国における生産現場の現状を踏まえて、運用状況をどのように確認し、判断するか慎重に検討すべきである。

## (食料競合について)

### 委員

- 第三者認証では食料競合の有無を確認することが難しいため、使用を抑制的にすることで担保するという案に賛成。将来的には、燃料供給に関し、食料競合の観点も含め持続可能性が担保されるのであれば、燃料として利用してもよいのではないかと。
- 現時点で食料競合が生じないという見通しが立ったとしても、FIT 制度が担保する 20 年間の間、食料競合が生じないと言い切れるのか疑問。
- パーム油について、認定されている量が全て稼働した場合、世界のパーム油生産量の 5%をわが国で消費することになる。量的なコントロールを行うメカニズムが必要ではないかと。

- エネルギーの脱炭素化に向けて、液体のバイオマス燃料を利用することは必要である。発電目的かどうかは別としても、慎重に持続可能性を確認することを前提として、バイオマス燃料には一定の優良性もあるのではないか。

#### **農林水産省（オブザーバー）**

- 農林水産省としては、食料となり得るバイオマスの燃料利用は抑制的であるべきであり、一定の歯止めを設定した上で、慎重に対応すべきと考える。

#### **（ガバナンスについて）**

##### **委員**

- 発電事業者には、第三者認証による情報公開だけでなく、取り扱っている燃料の情報を HP 等で公開させ、制度では担保できない細かい項目についても消費者が判断することができる状況を作るべきではないか。
- 「調達燃料に関わる全ての事業者に対して法令順守を求める」とあるのは、発電事業者がサプライチェーンで関連する全事業者の法令順守を確認するという趣旨か確認したい。
- 燃料調達を行う商社の責任と発電事業者の責任はどう区別するのか。

##### **事務局**

- 発電事業者が全てのサプライチェーンを確認することは非常に困難なので、責任は事業者にあるが、確認自体は第三者認証に求めるということである。
- FIT 制度上は、使用する燃料がサプライチェーン全体にわたって持続可能性基準を満たしていることを求めている。商社と発電事業者の責任関係については、当事者同士の契約に基づくものと認識。

#### **<確認手段について>**

##### **（確認対象について）**

##### **委員**

- 副産物の発生地点をどことするのかの判断が重要。例えば PKS であれば、認証搾油工場から発生した PKS と、非認証搾油工場から発生した PKS を同等に扱えるのかは慎重に検討すべき。
- 副産物に関し、ガバナンスの確認がどこまで実現可能性があるのか疑問。
- 副産物に関し、主産物と同等に農園の持続可能性まで確認することが適切ではないか。現時点でその確認に多大なコストがかかるということであれば、将来的な課題として問題意識を認識していただきたい。

- 副産物の考え方について異論はないが、事務局案の副産物の定義を全ての燃料種に適用できるのか、再度確認していただきたい。
- 持続可能性が確保されていない農園からの副産物の生産が増大する可能性は懸念がある。
- 事業者の予見可能性を確保するという意味でも、確認内容を予め明確にしておくことが重要ではないか。

#### (確認時期について)

##### 委員

- RSP0 との同等性に関する議論について、2018 年 4 月時点のものを参照することは合理的。
- 第三者認証が基準とする持続可能性は継続的に更新されていくものであるため、今後、我が国として求める持続可能性についても、こうした変化に対応していく必要があるのではないか。
- FIT 制度の下、適切に持続可能な燃料が調達されているかというモニタリングをどのように行うのか、検討する必要がある。

##### 事務局

- RSP0 は 2018 年に更新されているが、RSP0 と同等かという基準については、更新前の RSP0 が基準になると考えている。その上で、RSP0 認証油に対しては最新の RSP0 の取得を求めていくことになる。

#### (お問合せ先)

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話 : 03-3501-4031

FAX : 03-3501-1365